『栄花物語』における藤原道綱像

一、序

―その叙述の特色

Ш 田 康 幸

記 る。年末には、道綱が元日や白馬の節会に着る装束を、倫寧女・母が調えたりしているうちに年が暮れてゆく。 かったことか。早く一人前になって欲しいと願う母親の切なる願いが、その筆遣いにも伝わってくるようだ。 『蜻蛉日』 し、九月ついたちに快復し、十一月の賀茂神社の臨時祭の舞人に召され、父・兼家から何くれとなく世話を焼かれてい (孔宮)十二月の「暮れはつる日」、年末までを記している。『蜻蛉日記』・母親の中の「道綱」は、何といつまでも幼 日記』の中で作者・倫寧女は、天暦九年(堯瑴)八月つごもりの、吾が子・道綱の誕生から、道綱二十歳の天延二年 藤原道綱と言えば、誰でも直ちに思い浮ぶのが、右大将道綱母・藤原倫寧女の記した『蜻蛉日記』であろう。『蜻蛉 が閉じられてゆく天延二年は、この母子にとっては激動の一年であった。道綱はこの年、猖獗を極めた皰瘡に罹病

平癒の後は、賀茂神社の舞人に選ばれる等、晴れがましい記事を記すことで、息子の開けゆくであろう未来を、祈りに

道綱に対する母の筆遣いは、挙賢・義孝という前摂政太政大臣の息といえども、死を免れることができなかった皰瘡

もにた気持で記しているといえよう。『蜻蛉日記』には、母として吾が子・道綱の成長を願う切切たる願い、母親の視

29

点が強烈に描き出されている。では『栄花物語』ではどうか。 『栄花物語』の中での藤原道綱像には、どのような特色

がみられるのか。

「たまのむらぎく」の二巻を取り上げて、『大鏡』などを参照にした上で、 所を数えることができる。この『栄花物語』の道綱像について、河北騰氏が夙に、巻第七「とりべ野」及び巻第十二 まのむらぎく」に二ケ所、巻第十六「もとのしづく」に一ケ所、巻第二十一「後くゐの大将」に一ケ所の計、八巻九ケ 巻第六「かかやく藤壺」に一ケ所、巻第七「とりべ野」に一ケ所、巻第十「ひかげのかづら」に一ケ所、巻第十二「た 『栄花物語』で道綱に言及する部分は、巻第三「さまざまのよろこび」に一ケ所、巻第四「みはてぬゆめ」に一ケ所、

対する諷刺批判と名づける所以なのである。 を加えるような言辞はない。この簡潔で抑制のある筆つきが、却ってわたしたちに、作者の批判の心情をもうかが るという点につき、栄花物語では、割合に簡潔な抑制のある筆致で記して居り、けっして、明らさまな非難や罵倒 このような権力は物質へ寄せる人々の欲望や執念が、その連帯者たちを、暗い憎悪や悲嘆の心境に陥れるものであ わしめ、そこに、批判や、時には諷刺の意のあることを感知せしめるのである。この一節を、 一編、第二章「歴史物語の創造性」四十四頁。)『栄花物語論攷』(桜楓社(昭和四十八年)・第) わたしが、権勢欲に

道綱についての権勢欲や物欲の凄まじさに対する批判が描かれていると説く。

道綱の権勢欲に直接言及する批判や非難の言辞・記述は無い。道綱関連の叙述で目を引くのは、倫子の妹で道綱室とな 河北氏も「割合に簡潔な抑制のある筆致」とか、「明らさまな非難や罵倒を加えるような言辞はない」と指摘する如く る女性と、彼女達の母・一条殿の尼上(穆子)に言及する部分が多い点である。 確かに『小右記』や説話集の中に語られる道綱は、貪欲なまでの権勢欲や物欲を示す。だが『栄花物語』の中には、

『栄花物語』の叙述の特色の一つが、この道綱像を通して、穆子を語り、讃美する点にある事を明らかに

30

ぎないのである。以上の点を、他の書にみられる道綱像に言及し、明らかにしたい。 『栄花物語』における道綱関連の記述の中心は穆子を讃美する点に主眼があり、 道綱はその道具立の一つにす

二、道綱の官歴

観二年(六四)二月には備前介を兼帯し、八月二十八日には東宮(懐仁親王)昇殿が許されている。 年(八二)正月の敍位では、佐労により従五位上に昇叙する。天元六年(八三)二月には左近衛少将。三十歳となった永 には、兼家は十月二日に右大臣に任官すると共に従二位に叙され、同十七日には道綱も左衛門佐に復している。天元四 右大将を召し上げられた時、その傍杖を食ったのであろう、十月十一日の除目で、左衛門佐から土佐權守に貶められて 年(卆芒)正月二十八日に左衛門佐に任官するが、喜びも束の間であった。父兼家が時の関白太政大臣の怒りを買い、 二十歳になった天延二年(堯茵)正月二十九日に右馬助に任官する。この辺りのことは『蜻蛉日記』に詳しい。 貞元二 いる。父兼家は右大将から治部卿に、右大将には藤原済時が、左衛門佐には藤原宣雅が任命された。兼通が薨じた翌年 藤原道綱は兼家の二男として、天暦九年(卆芸)八月に誕生する。元服は十六歳になった天禄元年(卆50)八月十九 加冠は時の源氏の大納言・兼明に依頼している。その年の十一月の大嘗祭には、冷泉院御給を受け従五位下に叙爵。

花山天皇が宮中を秘かに出て落飾入道する寛和二年六月二十二日夜、剣璽を東宮(懐仁親王)の元に持参したのが、三 人、七月二十三日には従四位下に叙されると共に昇殿が許され、十月には右近衛中将に任ぜられている。 から従三位までに昇叙し、蔵人を経て右中将に至る凄まじいまでの昇進ぶりである。この昇進に関連するのであろうか。 (夬节)の十一月二十七日には従三位までに昇進し、公卿に列している。寛和二年から翌永延元年の二年間に、正五位下 永観三年(六巻)十一月には少将労により正五位下に昇り、翌寛和二年(六六)六月二十三日には新帝・一条天皇の蔵 翌永延元年

十二歳になっていた左近少将道綱であった。 東宮・懐仁親王が祚を嗣ぐことにより、兼家が万機を摂行する摂政とな れたのである。兼家の息子達でこの花山天皇の脱屣に関連し、大活躍したのが道綱である。花山天皇が宮中よりの脱出

を躊躇した時、道兼が発した言葉は、『大鏡』によると以下の如くである。

ありあけの月のいみじくあかゝりければ、「顯證にこそありけれ。いかがすべからん」とおほせられけるを、 (書店、日本古典文学大系、以下同。)(第一巻「六十五代花山院」本文は岩波)

ろう。 賞であろう。東宮の方に神璽宝剣を渡す役割を演じたのは道綱の方であると思われる。道綱の功績は大きいと言えるだ 信じられていた。花山天皇脱屣の翌日、道兼は蔵人頭に、道綱の方は蔵人に任ぜられているのは、彼等に対する論功行 『大鏡』では神璽宝剣を道兼自身が東宮の方に渡したと続いてゆくが、『扶桑略記』等によれば、道綱とする説も広く

「神璽と宝剣が東宮に渡ってしまっていますから」というのが、花山天皇を説得する切札に使われている。

という。

は

比し、十一歳年上の兄は、単なる正三位中将である。位は高いが実質が伴わない。名誉職につけられていただけといっ 官はなく、三十六歳となった永祚二年(先り)正月の叙位で、弟・道長と共に正三位に昇るが、父兼家の生前には参議 ても過言ではなかろう。 に任官されることは無かった。永祚二年正月の叙爵で二十五歳の弟は、正三位権中納言で右衛門督を兼帯していたのに だが、花山院脱屣後、時姫腹の道隆・道兼・道長の三兄弟は目覚ましい昇進をするが、道綱自身は目立った昇叙や任

の兼家薨去時の官位を他の兄弟と比較すると、道綱と他の三兄弟の落差は大変大きいと言える。 道綱が参議に任用されたのは、 翌正暦二年(丸一)九月七日であった。寛和二年の年初の官位と、 永祚二年七月二日

表
Ι

									-		_			_		_		_	_	_	1
九月四日	七月十一日	二十七日	正月 七日	寛和三年 (九八七)	二十二日	十一月 十八日	十月 十五日	十五日	八月十三日	二十七日	二十三日	二十二百	二十日	十六日	九日	七月 五日	六月二十三日	年初	寛和二年(九八六)		
										正位		従一位			正立位			従三位		道	
				三十五歳						,			権大納言			権中納言		右中将	三十四歳	隆	
			従四位上									従四位下						正五位下		道	
				三十三歳			右中将										蔵人	左少将	三十二歳	綱	
					正三位		従三位						会			従四位下		正五位下		道	
				二十七歳			権中納言		美作権守				参議	右中将			蔵人頭	左少弁	二十六歳	兼	
			従四位上			従四位下				正五位下								従五位下		道	
左京大夫	備前権守	讃岐権守		二十二歳			左少将	少納言			蔵人						昇殿	右兵衛権佐	二十一歳	長	

(作成には『公卿補任』・『大鏡裏書』等を参考にした。)

		正暦							永祚!					永延三		永延二		4		
	九月 七日	正暦二年(九九一)	十月十五日	八月五日	六月 一日	二十六日	五月 八日	肾 七日	永祚二年(九九〇)	指 士三	肾 吾	三月 四日	二月二十三日	永延三年(九八九)	正月二十九日	永延二年(九八八)	二十七日	十一月十一日	十月 十四日	二十日
11117	-	三十九歳				摂政	関白		三十八歳	左大将			内大臣	三十七歳		三十六歳				
巴三立 念義 百户守	参議	三十七歳	中宮権大夫	尾張権守				正三位	三十六歳					三十五歳		三十四歳	従三位		正四位下	
正二立 内大豆 古大守	内大臣	三十一歳			右大将				三十歳		正位	皇大后宮大夫	権大納言	二十九歳		二十八歳		従二位		
正三位 権大納言 中宮大夫	権大納言	二十六歲	中宮大夫					正三位	二十五歳			右衛門督		二十四號	権中納言	二十二號				従三位

弟・道兼程評価してもらうことも無く、父兼家から冷遇されていたと言っても過言では無い待遇しか受けていない。 正三位右近衛中将でしかなかった。五年間で位こそ一つ上であるが、やっと長兄・道隆と同じような地位に至っただけ 実力者となった。従五位下右兵衛権佐という、道綱より官位の低かった道長にしても、先述した如く正三位権中納言と 同じ正五位下であった道兼は、左少弁から正二位権大納言となり右近衛大将を兼ねるという、押しも押されぬ政界での である。時姫腹の兄弟が目覚ましい昇叙、任官にあずかっているのと比較した場合、道綱は花山院脱屣事件での功績も、 いう、摂関家の息子達にふさわしい地位と要職を占めていた。一方道綱の方は、正五位下左少将から、非参議の単なる 従三位右近衛中将でしかなかった長兄・道隆は、足掛け五年で正二位摂政内大臣として万機を摂行している。 ゛道綱と

るが、長徳年間に至るまで、正三位参議中将の地位に変化はない。道綱が中納言を経て、大納言に至るという喜びを得 るのは、弟・道長に内覧宣旨が下った後である。従二位権大納言中宮大夫であった道長に内覧宣旨が下ったのは、

摂籙の臣が道隆に変わった後、翌年の正暦二年(鈂1)九月に参議となる。同三年(鈂1)正月には備前権守を兼帯す

元年(尭芸)五月十一日であった。

て薨じた公卿をみてゆく。 長徳元年という年は激変の年であり、多くの公卿が薨去するという大変な年であった。 『日本紀略』により順を追っ

四月十一日 入道關白藤原朝臣道隆薨南院。三月 廿日 正二位大納言藤原朝臣朝光薨。年

四月廿四日 正二位大納言兼右近衞大將原朝臣濟時薨。 年五十五。

五月 八日 左大臣正二位源朝臣重信薨。 # z + p

關白右大臣正二位藤原朝臣道兼薨。年三十五

五月

八日

五月 八日 從二位中納言源朝臣保光薨。 年七十一。或懿云。九日薨

正三位權中納言右衞門督源朝臣伊陟薨。舜五十八。

六月十一日 權大納言正三位藤原朝臣道頼薨。 年廿五。

五月廿二日

この時期に道長が内覧をうけることができたかどうか疑問である。」と説く。 ている。この状況を山中裕氏は、「おもえば道長は運のよい人である。(中略)彼らが健康で公卿陣を占めておれば、 これをみてゆくと、関白二人(含む右大臣)、左大臣、大納言三人、中納言二人、計八名にものぼる多くの公卿が薨じ

ていた、藤原実資が抜擢され、参議の欠員は蔵人頭で左中弁と右兵衛督を兼帯していた源俊賢が就任する。 なわれなかった。その後八日には空席になっていた権中納言の座に、八名の参議の中から席次で言えば四番手に位置し 日に関白道隆薨去の前日に、二十三名もいた参議以上の公卿が、六月十九日の除目では十五名に減じ、新たな補充は行 なし)、中納言三名(権官なし)、参議八名というかなりスッキリとした太政官の陣容が定まった。長徳六年四月十一 時中と藤原懐忠と同降家が権官から正へと転じている。これにより、右大臣道長以下、内大臣伊周、大納言二名(権官 き除目が行なわれる。左大臣欠員のまま、右大臣には内覧の道長が、大納言には藤原顕光と藤原公季が、中納言には源 言であった道長に内覧宣旨が下った。その後六月十九日には公卿の欠員を埋めるかなり大掛りな順送り人事とも言うべ 内大臣に至った、二十二歳の若者・伊周しかいなかった。運がよい人と言うべきか、自然の帰結というべきか、権大納 五月八日に関白右大臣の兄道兼が薨去した時点で、道長にとって、公卿座での上席は前年の正暦五年(卆跲) 八月に

資は言うまでも無く、小野宮家の故実に明るく、その日記『小右記』の中においても、儀式・儀礼の誤謬を指摘する記 欠を補う為のものとも言えるのではないか。この長徳元年八月に抜擢された藤原実資と源俊賢は故実に明るかった。実 長徳元年のこの人事は、四月から五月を中心に、故実に長けた多くの長老・上席の公卿を失ってしまった結果、その

務に明るかった能吏であった。その上、道長の室・高松殿明子の兄でもあり、道長にとっては重みのある布石であった 録魔的なところのある人物であり、俊賢自身も永延二年(六八)から弁宮を務め頭弁から参議に昇進する等、故実・実 事が多い。 と思われる。概して長徳元年の、道長内覧以降の一連の除目は、順送り人事と言えると共に、道長は自分の将来の権力 一方源俊賢の方も、故実に明るかったと言える。俊賢の父・源高明は『西宮記』を残す位の故実に明るい記

道長は長徳元年に、将来の布石を込めた実務型の人材登用を行った後、翌長徳二年(弁六)から三年(弁七)にかけ、

基盤を固める布石を打ちながら、実務を重視した堅実型の人事を行っている。

が内大臣に転じた後を受け、道綱が大納言に任命されたのである。その後は大臣に至ることはなかったが、長保二年 が、道長の配慮だとすれば、 り、道綱の感激も一入であったことであろう。奇しくも父兼家と同じ歳に、同じ地位に就いたと言えばそれまでである 年(元0)に、同じく正三位中納言であった、当時四十二歳の兼家が右大将に任命されたのと同じ待遇を受けた事にな なり、道長の室・倫子の兄、源時中が大納言に、天皇が大納言にと思っていた実資は権官から正官に転じたのである。 用である。 道長の権力基盤を固める、縁故を中心とした人事を行う。その一つが道綱の登用であり、中納言源時中の大納言への任 二月二十九日には、四十二歳の道綱は正三位中納言にして右大将という名誉に浴する。これは正に、円融天皇の安和三 またこの時実質の抜けた権中納言の席には、兼家の家司で左右の眼と言われた左大弁平惟仲が昇進している。その後十 道綱の登用は長徳二年四月二十四日に中納言に任命する所から始まる。その後七月二十日に一条天皇の思いとは異 心憎いばかりの配慮である。その後長徳三年(���)に至り、七月五日に大納言藤原公季

(1000)四月七日に従二位、同三年(1001)十月十日には東三条院御賀に、院司として加階され、正二位に昇った。

道綱は大納言に就任した後は、長徳三年七月九日に春宮大夫として、東宮・居貞親王の世話係となる。その後長保四

年(1001)に按察使をも兼帯するが、寛弘四年(1004)正月には東宮傅に転じ引き続き居貞親王の世話掛り、相談相手、 行なわれ三条天皇となる。翌寛弘九年(1011)二月十四日には、研子立后に合わせて中宮大夫に任命され、薨去するま 教育掛を務めている。これは居貞親王が即位するまで続く。居貞親王は寛弘八年(1011)年六月十三日に譲位、受禅が で研子の世話掛りを離れることは無かった。このような道綱の官歴をなぞってみると、長徳元年以降、その時々に合わ

言に任ぜられ、ここで再び公卿座の席次が逆転し、道綱が実資の上席を占めることとなった。これ以降はこの二人の席 実資は権中納言に抜擢されたので、この時点では参議の道綱より席次は上を占める。だが翌年四月に道綱は正官の中納 綱は参議に列した時既に正三位であったので、従三位の実資より上席を占めることとなった。長徳元年(堯吾)八月に 綱の正暦二年(��1)九月より二年早い、永延三年(���)二月のことである。実資の方が先任の参議である。だが、道 道綱より二歳若い。道綱は先述した如く、従三位となるのは寛和三年(宍芑)と早いが、実資が参議に列するのは、道 は『公卿補任』等によれば、円融天皇から花山天皇そして一条天皇に至る、三代の天皇に蔵人頭として任えた人物で、 せて道長の手駒として、上手に道長に使われていたと思われる。 次が逆転することはなく、常に道綱が実資の上席に位置することとなった。大納言に任官するのも道綱は長徳三年 (솼む)七月のことで、実資は遅れること四年、長保三年(1001)八月に大納言に任官するが道綱のように正官ではなく 同時代の人々が道綱に対して、どのような評価を下していたかを検証する為に、まず『小右記』を見てみたい。実資 ではこのような道綱という人物は、どのように評価されていたのか。次にそれを検証してみたい。 三、道綱とその世評

権官であった。

	大納言	七月 五日
四十一歳	四十三歳	長徳三年(九九七)
	右大将	十二月二十九日
中納言		七月二十日
	中納言	四月二十四日
四十歳	四十二歳	長徳二年(九九六)
権中納言		八月二十八日
倹非違使別当		四月二十五日
三十九歳	四十一歳	長徳元年 (九九五)
左兵衛督		二十三日
	参議	九月七日
三十五歳	三十七歳	正暦二年(九九一)
従三位		八月 三十日
	正三位	正月 七日
三十四歳	三十六歳	永祚二年 (九九〇)
参議		二月二十三百
三十三歳	三十五歳	永延三年 (九八九)
	従三位	二十七日
正四位下 蔵人頭	正四位下 右中将	十一月 十一日
三十一歳	三十三歳	永延元年(九八七)
実資	道綱	

遇の思いを強くした可能性も否定できない。 治安元年(一〇二一) 寛仁四年(一〇二〇) 寛弘六年(一〇〇九) 長保元年(長保五年(一〇〇三) 長保三年(一〇〇一) 長保二年 (1000) 十月 四月 正月 二月二十六日 八月二十五日 七月二十五日 七月 十三日 十月二十一日 二月二十六日 十月十五日 九九九) 十日 七日 七日 正位 従二位 (薨去) 辞右大将 四十六歳 六十六歳 五十五歳 四十九歳 四十七歳 四十五歳 正位 従二位 正三位 権大納言兼右大将 大納言 右大臣 六十四歳 六十五歳 五十三歳 四十七歳 四十五歳 四十四歳 四十三歳

も早いのに、参議や中納言に任官するのは常に実資の後塵を拝さねばならなかった道綱にしても、実資と同じ辛い、不 わったであろうことは想像するに難くない。逆の見方をすれば、 参議に任官するのも、実資の方が常に先行している。しかし、その都度一~二年で追い越され、実資は辛い思いを味 従三位中将とはいえ、公卿に列したのは実資より二年

二者也」(『示記具箋)と、名前が書けるのみの人物で、後はほとんど何も知らない人物だと記す。又、『小右記』 の学識というべきか、彼の能力そのものに対する評価がある。それは註八の中にも指摘した如く、「僅書名字、不知一 官位を二度も超越された恨みを割引く必要があろうが、実資の道綱に対する批判は大変手厳しい。その一つは、道綱

の寛仁三年(101九)六月十五日の条には、

余所思者第一大納言年勞太多、所陳可然、但一文不通之人未任丞相之故、世以不許、 道綱卿令申入道殿云、一家兄也、此度若不任丞相何耻勝之、只一二个月可借給、縱雖無恙不可從事、何况有病乎者、

「一文不通の人」と無学文盲であると記す。長徳三年の方は、道綱を特別抜き出して、先任の中納言(懐忠や実資)を

大臣を借して欲しいと懇願しているのである。それに対し実資は一応「余の思ふ所は、第一の大納言(道綱)の年労太 差し置き、大納言に任じた不当を述べた後に記す。即ち実資が超任され、その無念さも加わっているとも考えられる。 だ多し、陳る所は然るべし」と道綱の言うことに賛意を示すものの、返す刀で道綱の浅学菲才振りを指摘し、大臣の器 である。下馬評の中には実資の名も挙っていた。道綱は道長に、兼家の一族の長兄である自分に、一二ケ月でよいから 一方寛仁三年の方は、時の左大臣顕光の辞任のうわさが立ち、後任の大臣を誰れにしようかと、皆が騒いでいた時の事

対して「尸位」「素餐」の人物であると記す。その一つは『小右記』の長和二年(101三)二月三日の記事に、 実資はまた道綱の能力を直接剝き出しで、「一二を知らず」とか「一文不通の人」とか評する程ではないが、道綱に

と、長い年月公役を勤めず、それが恒例化しているとし、徒にその地位についているだけで何もしない代表的な例だ 分配上中宮大夫被申礙、仍次第申廻者、稱犬產穢、抑長秋不勤公役、旣爲例事、素飡尸位若是謂欤、

穢と称し」公役を勤めない道綱に対し、

としているのである。また、 『小右記』の寛仁元年(1015)八月十四日の記事では、後一条天皇の一代一度仁王会の検

校に実資が内定したと宰相資平が語った時、

充、傍人難堪、已備員數、世稱素飡耳、 前攝政被候內御宿所、召大外記文義、被勘一代一度仁王會例、其檢校內議在僕者、上﨟中宮大夫道綱、而不可被定

道綱のことを評価するのも、十分うなずける。 遺漏があっては大変である。まったく自信が無いから、理由を何かくっつけたのであろう。実資が尸位素餐であると、 る。道綱にとっては一代一度の仁王会の検校などは、任が重すぎたのであろう。まして後一条天皇は道長の孫にあたり、 と、道綱に対して世間では素飡・徒に禄を食んでいるだけの人物だと称していると記す。八月十五日の記事を見ると、 代一度の仁王会は上﨟の大納言である道綱が務めるべき所であった。だか何のかのと礙を言って務めなかったのであ

諸卿やもっと身分の低い人々に嘲笑されたこと等が『小右記』に記されている。これは何も『小右記』に限った事では 失態を演じている。あるいは寛仁二年(1014)六月二十一日は、神今食で廢務であったのに、道綱は束帯姿で参入し、 命ぜられたが、道綱は中宮大夫に任ぜられて以降(同年二月十四日)、未だに公事を行なっていないという状況であり、 を帯びる必要があったのであろう、人々の嘲笑を買っている。あるいは寛弘九年(1011)四月十一日の除目では上卿を 道綱等が扈従するが、右大将でもある道綱は弓箭を帯びていなかったのである。近衛の大将は武官であるので当然弓箭 道綱は公事において実際、失儀・失態が多かった。例えば、長保元年(允允)七月九日に東宮行啓があり、 春宮大夫

寛弘八年(1011)正月十四日の御斎会の竟で

ない。

東宮傅乍取笏拜、藤中納言、下宮、左金音、修理大夫、此拜懈怠之由、余與藤納言相驚、

大納言が間違った。隆家以下の中納言・参議は故実に従った。慣例に従った隆家と行成が、驚いたのである。 る。この時笏を取って拝礼をしたのはもう一人いた。右大臣顕光である。前後にでも列立したのであろうか、右大臣と 東宮傅道綱は笏をとって拝をしている。隆家以下、行成や頼通、有国等といった公卿は笏を取らずに拝を行なってい

であろう。また一方、後世の説話の中に語られる道綱像も、 えない。道綱は兼家の子孫の中で長徳元年の悪疫に生き残った一族の兄・長老として、道長から手厚く遇されていたの このような道綱の姿を見ると、実資が尸位素餐と道綱を評したのも、強ち実資の道綱に対する意地の悪い評価とは言 あまりよい印象は持てない話ばかりである。

その一つは酒席にまつわるものである。

ニクナカレテト云々。道綱密コ通右府北方」ボ。 是則三位中將母也。人々歎息。道綱所吐。不ュ異」禽獸」者也ボ。(業經) 人解」頥、右府齆ヲ有」嘲詞」≒。。仍道綱卿放ҧ言右府」≒、。聴」之者或彈指。或嘆息≒。。其詞云。何叓云ゾ。妻ヲバ人 重|。上達部盃酒數巡。殊召|堪能之侍臣|。以||大乳垸|賜」酒ザ。。其後奏||管絃|。大納言道綱進出舞之間落」冠。 條院御時。喚:諸卿於御前渡殿東第一間」。立:地火爐於淸凉殿東厢庖丁。讀聲高雅。 伊等明 先供|御膳|。 次給」衝

『続古事談』の違いは、『古事談』の方が顕光の北方に言及し、道綱と顕光の北方に誕生したのが三位中将であると明 兼経の母であったと『古事談』は記す。この話は『続古事談』の中にもほぼ同じ内容で記されている。 暴言を吐いたのである。人々はその暴言を聞き、道綱を非難し、あるいは嘆息したとある。道綱の言ったことは、 失態を演じた。それを見て人々は大笑いした。右大臣顕光は嘲けりのことばを投げかけたところ、道綱がそれに答えて **ヲバ人ニクナカレ(妻を人に寝取られたくせに)」ということであった。道綱と密通した右大臣の北方とは、三位中将・** 条天皇の御代、宮中の宴席において、したたかに酔ったのであろうか。道綱が舞を舞い、その時に冠を落とすという 、「古事談」第一「王道后宮」) 妻

『続古事談』ではこの点にふれていない。『続古事談』では、暴言を吐いた後、

サテ中宮ノ御方ニワタリ給テ、御遊アリケリ。主上笛フキ給ケリ。道綱卿ナデシコオリテ、御カザシニタテマツル。

其後宮ヨリ御ヲクリ物、人々ノ禄ナドアリケリ。

新校群書類従。

しては「聞人ハヂヲシラズ、ウタテキ事也トゾ云ヒケル」と、眉をひそめている。 中宮の方に渡り、その折に道綱は「ナデシコ」を挿頭にし、風流な面をのぞかせている。ただし道綱の吐いた暴言に対

あるいはまた、次の様な話も伝えられている。 知の事実であろう。それを宮中の宴席で公言して憚らない道綱の配慮を欠く行為は、出席者の指禅を受けて当然である。 三位中将・兼綱の母とは、左大臣源雅信女で、藤原道長の北方倫子の同腹の妹である。兼経の母の件は、ほぼ全員周重位中将・兼綱の母とは、左大臣源雅信女で、藤原道長の北方倫子の同腹の妹である。兼4-1

ツミテ、フトコロニ入テイデラレニケルトゾ。 前ニナゲチラサレタルヲ御ランジテ、イヅレモオモシロキト被、仰ケレバ、大納言、サラバステ候ナントテヒキツ ズベシトテヲノコドモメシテ、オサメ殿ノ砂金百兩タテマツレトアリケレバ、藏人トリテ參タルヲヒキアケテ、 興アル物也ト申サレケレバ、イマダミズ、イカナルゾト被5仰ケレバ、大納言、マコトニオモシロキ物ナリ、御覽

後一條院オサナクオハシマシケル時、傅大納言參テ御前ニ候テ、金百兩ナゲチラシタルヤ御覽ジタル、イミジク

皇を欺き騙し、砂金を入手する等というこの話も広く流布していたと思われる。 関白基房の語った話として記されている。その中では道綱の逸話を語った最後に「時人惡之云々者」と記す。後一条天 と、幼主後一条天皇を欺き、砂金を掠め取った道綱が描かれている。同じことが『玉葉』の承安三年三月十八日の条に、

疎く、また学問・学識が無く、公事では失態・失儀の多い人物で、家柄だけで大納言にまで取り立てられた人物である。 このように、当時の日記、説話集から浮かび上がってくる道綱は、決して好感の持てる人物ではない。道綱は故実に

な人物であろう。その一方で貪欲なまでに権勢欲や、物欲を示してもいる。では『栄花物語』ではどのようか。次にそ その発言はあまりにも不適切である。場所柄もわきまえず、聞く人が顔を背けたくなるような話・暴言をはく、 れを検討したい。 無神経な人物であったようだ。これ等はただ単に、道長という執柄の、兄というだけで、その権威を嵩にきているよう かなり

四、『栄花物語』の道綱

できる。 先述した如く『栄花物語』には八巻に亘り、その九ケ所に道綱関連の叙述がある。これを大きく分けると二つに分類

その一つは、道綱の官位昇進

もう一つは、道綱の結婚

述されている。巻第七以降は、道綱と倫子の妹との結婚に関連する叙述と、道綱と頼光女との結婚に関したものに大別 以上の二つはそれぞれまた二分することができる。『栄花物語』の巻第四までの二ケ所では道綱の官位昇進について叙

される。まず最初に「道綱の官位昇進」についてその叙述内容を見てみたい。

位中将と聞ゆ。宰相にだになしきこえ給はずなりぬるを、心憂くおぼすべし。〔3解〕 事やがてそこにてせさせ給ふ。その程の事思ひやるべし。この春の大饗の折の、 しも、この頃は木繁くて見所なし。御誦経、内・東宮よりはじめて皆せさせ給へり。かのよろづの兄君、ただ今三 |条院をば法興院といふに、この御忌の程、多くの仏造り出奉りて、寝殿におはしまさせ給て、八月十余日御法 東の対の端の紅梅のえんの盛なり (巻第三「さまざまのよろこび」 (四五) 、(本文は『栄花物語全註釈』 一-四〇六頁。)

この部分は兼家が薨じた後、法興院で故兼家の法事が行なわれた。その折、父兼家の道綱に対する処遇について述べた

さけなく思っていたと記す。 部分である。そこでは道綱を宰相にさえせず、三位中将のまま留めていた、兼家の処遇に対して、道綱が「心憂く」な

巻第四「みはてぬゆめ」の記事は、正暦二年(丸1)九月七日の除目の結果に対する作者の評が記されている。 大千代君は中納言になり給ひぬ。小千代君は三位中将にておはしつるも、中納言になり給ひぬ。いつもたださるべ頭類 摂政殿よろづの兄君は、宰相にておはす。粟田殿は内大臣にならせ給ひぬ。中宮の大夫は大納言にならせ給ひぬ。〔遼離〕 〔逆離〕 〔逆離〕 即ち、

道隆が摂政として、一族並びに自分の子供達を、どのように処遇したのかを記したものである。道隆の同腹の弟達は、 昇進」に関する記述はこの二ケ所である。 内大臣と大納言に昇進する。またその子息はそれぞれ中納言に昇進する。道綱は参議に昇進したと記す。 「道綱の官位

き人のみこそはなり上り給ふめれ。

処遇は惨めなものであった。道隆が摂政となった時、一族の長兄としての処遇は参議であった。他の兄弟は内大臣と大 て長兄道綱よりはずっと高い地位にいると記す。作者は道綱の処遇の悪さを記すことにより、言外に道綱に同情を示し 納言に昇進した。道綱の子息達も中納言に昇進した。道綱を一族の長兄として、彼の地位を最初に記し、弟や甥達は全 この宮位昇進に関する叙述の特色は以下のようである。道綱は父・兼家から疎まれていたのだろうか。父から受けた

の地位に就いたことを前提として記事は始まる。この道綱関連の『栄花物語』中の叙述の圧巻は何といっても、兼経の から、長保二年(1000)に至る間の道綱に対する叙述は無い。道綱が叙述内容の中心を占めるのは、既に大納言右大将 - 道綱の結婚」、北方との関係記事は『栄花物語』の巻第七「とりべ野」以降となる。正暦二年(弐二)の参議任官 ている。以上が、道長が内覧の宣旨を受ける以前の道綱像である。

誕生とその母の逝去の場面である。

やがて後の御事なくてうせ給ひぬ。大上残り少きに、あはれにおぼし入りたり。殿も、あはれに心苦しきことにおいて後の御事なくてうせ給ひぬ。「簪子」 中川に某阿闍梨といふ人の車宿りに渡らせ給て、生れ給ひにたり。をのこごにて物し給へば、嬉しうおぼす程に、 頃さべき程に当り給へりけるを、一条殿は凶しかるべし、ほかに渡らせ給ふべう陰陽師の申しければ、吉方とて、 殿の上の御はらからの中の御方に、道綱大将こそは住み奉り給ふに、去年よりただにもあらずおはしければ、この(倫子) 忌の程も、あはれに思ほさるるこの君の御扱ひにぞ、おぼし紛るる事もあべかめる。御乳母、我も我もと望む人あ ゆかりに世の覚えもこよなかりつるに、さまざまに思ほし歎くもことわりに見えたり。大将殿はこの児君をつと抱ゆかりに世の覚えもこよなかりつるに、さまざまに思ほし歎くもことわりに見えたり。大将殿は「兼経」 き事におぼし歎かせ給ふ。大将殿も大方のあはれはさるものにて、御仲らひなどのいとめでたう、この北の方の御(竜綱) ぼし歎かせ給ふなかにも、上の御はらからの男にてあまたおはするも、疎くのみぞ、これは一つ御はらからにて、「繪子」 てその君よろづに知り扱ひきこゆれば、殿の上おぼすさまにおぼされたり。(新8君) またあれど、弁の君とて賤しからぬ、故上などもやんごとなき物にていみじうおぼしたりしかば、その御心の忘れ^(中の君) もに、いかで逃れて、ひたみちに阿弥陀仏を念じ奉らんと思ふものを」とおぼし惑う。さてとかくなし奉りて、御 よろづをはぐくみきこえさせ給ふ。又、この大将殿の御事をも、殿 ・上もろ心に急がせ給ひしに、あへなく心憂 - (道長) [倫子] かの代りとおぼし扱ふにも、やがてその御罪の御ことおぼすにぞ、「わが罪の深きなめり。 「若し平かにてあらば、必ずこれをいひつけにも」などの給はせし御かねごとどもいと忘れ難くて、やが(弁6君) かかる御ことど

決定は「中の御方」の意向もあり、弁の君になったが、その決定に対して倫子は異存がなかった。大略は以上である。 倫子であることがわかる。道綱の社会的名声が高いのは、この「中の御方」との縁故であると作者は記す。兼経の乳母 この道綱の北方・兼経の母は、倫子の同腹の妹であることがわかる。この「中の御方」は兼経を生んだ後、後産の事が なく死亡する。倫子の母・穆子や道長は大変に嘆き悲しんだ。「中の御方」と道綱の結婚を強力に推進したのは道長と

は道長にとって政略の道具でしかなかった。このことは、『栄花物語』にはまったくふれられていない。無視されてい 夫人の死去から立ち直って、元気をとりもどしたかにみえ、勤勉に出仕して政務を処理している。長保二年には勤務も と結婚する前は「中の御方」の許に右大臣顕光が通っていた点は何等ふれられていない。道綱は、長徳四年八月に妻を が自分の政権を固める為に使った。まず顕光との結婚を許し、その後道綱との結婚を許すという、まさに「中の御方」 していたとすれば、 ややおろそかになった理由として、彰子の入内、元子の病気、やもめ暮らしの寂しさなどが相当こたえたとみえると、 親王をなくしたのは長徳四年七月二十日でその薨奏は十月十日であった。顕光は長保元年には元子の異常出産に続いた たり嘆息したりとある。道綱の吐いた暴言は、道長の威を借りた発言であったのである。 いたことがわかる。道綱は右大臣顕光を罵倒するのに「妻ヲパ人ニクナカレテ」と叫ぶ。それを聞いた人々は、 あるという点である。先述した『古事談』の記事を照し合わせると、この「中の御方」の許には、右大臣顕光が通って この記事で注目しなければならないのは、道綱と「中の御方」の結婚を推進させたのは、他でもない、道長と倫子で 『古事談』の語る内容は真実味を帯びてくる。別の言い方をすれば、 「中の御方」の結婚は、道長 『栄花物語』の中では、道綱 顕光が北方・盛子内

るのは無理であったろう。 ろう。道綱が大納言に至ったのは言うまでもなく道長の強い推挙があったればこそである。彼の能力だけでは公卿に至 る点である。道長は「中の御方」と顕光の結婚を一旦は許したものの、途中で強引に取り消し、道綱を通わせたのであ もう一つ注目される記述がある。それは、はっきりと道綱の名声が上ったのは「この北の方の御ゆかり」と記してい 『小右記』の記事はそれを別の面から明らかにしている。

ಠ್ಠ

道綱は「中の御方」をなくした後は、源頼光の女と結婚する。それは寛弘元年(1008)頃だと朧谷寿氏は指摘する。
##四

道綱が頼光女の許に住んでいた点は、『栄花物語』巻第十二「たまのむらぎく」と巻第十六「もとのしづく」の二ケ所

に記される。巻第十二「たまのむらぎく」では、穆子の入滅に関連して、道綱について記す。

と、上もいと、心苦しく覚えさせ給ふ。(中略)傅殿も常に参り給ひつつ、明暮候はぬよしをぞ歎かせ給ふ。(繪子 かかる程に、一条殿の尼上、日来御心地の例ならずおぼさるれば、殿の上渡らせ給て見奉らせ給ふに、御子 - 少将・丹 波の中将など御前去らず、いささかも立ち離るれば「いづら~~と求めさせ給ふ御心ざしのいみじき」| (中略)

「さは何をか心ざしとは見え奉らんとする」とて、せさせ給ひつるなりけり。傅の殿、今は頼光が家におはしませ を、必ずして奉らせ給ふ事のありつれば、「さらに〳〵。かかる事は今は止めさせ給へ」と聞こえさせ給へるを、 づ思ひ出でられんとすらん」とて、しほたれさせ給ふ。それは昔より今に、御衣がへの折の夜昼の御装束二くだり 「あはれに古体なりつる御心こを恋しかべけれ」など、うち泣かせ給ふ。「夏冬の衣がへの折の御心ざしの程、 遂に空しくならせ給ひぬれば、扱ひきこえ給つるかひなく、悲しうおぼし惑はせ給ふ。 (中略) 殿の御前も、 (声をひらぎく」(三八) (道長)

いたことがわかる。また穆子は大変素晴しい老女であった。それは今ではもう頼光女の所に住んでいる道綱に対してま で、律義に夏冬の衣更えの折には時服を贈っていると記す。穆子は大変古風ではあるが、それがまた素晴しい彼女の美 この段はほぼ全て穆子の状況を述べていて、道綱に関しては重点が置かれていない。兼経は穆子に大層かわいがられて

ど、それも同じ事にして奉らせ給ひけり。

かかる程に、傅の殿いみじう悩み給て、かぎり〳〵と聞えつつ程経ぬれば、「いかに〳〵」と聞き奉るほどに、

徳であったと読む者を感動させるのである。では頼光女との結末はどうなったかと言えば、

と、聞かせ給ふ程に、さて二三日ありてうせ給ひにけり。あはれなる世の中なり。北の方いみじうおぼし歎きたり。 十月十三日法師になり給ひぬと聞ゆれば、あはれに殿なども聞かせ給ひながら、「あへなむ、めやすき事なめり」(道長) 頼光もいみじう口惜しき事に思へり。若き人に、老い給へりと知りながら、あはせ奉りて、我女をそこなひつる歎

めであろう。頼光を祖とする摂津源氏の生き方は、貴族としての地位向上をねらい、その手段として婚姻策があったの を嘲けっているのである。この頼光の生き方は『栄花物語』の作者が語らせた如く親の嘆きを中心に見るばかりではだ れた老人を、若い女の婿に迎えた頼光には同情を示していない。作者は頼光を「鳥滸話」の主人公に仕立て上げ、頼光 せている。何かつまらぬ結婚をさせた欲張りな親の嘆きというか、教訓譚のようにして終結させている。作者は年の離 頼光のぼやきで終了する。「若き人に、老い給へりと知りながら、あはせ奉りて、我女をそこなひつ」等と頼光に嘆か (六「もとのしづく」(一六))(四-一五七~八頁。巻第十))

る。 族が如何に道綱を大切に処遇したかを叙述の中心においている。 『栄花物語』を通して語られる道綱の叙述は、道綱を主人公とするよりは、道綱を介在させて別の人物を語ることあ 「官位の昇進」では兼家の処遇に対する道綱の不満を記す。 「結婚」では、道長や倫子の肝煎りを記し、穆子の一

である。摂関家に臣従する武士としては当然の選択の一つである。

Ħ, 結

道綱はどうか。 られる。これは『小右記』や『古事談』その他の説話集から導き出される姿である。一方『栄花物語』の中に記される 藤原道綱の実像は、公卿としてはあまり能力がなかった。ただその門地によって大納言に至った人物であったと考え 『栄花物語』の道綱関連叙述の主眼は道綱にあるのではない。道綱を処遇した人々の評価をする方に主

眼がある。 『栄花物語』の作者は、道綱関連の叙述を通し、倫子並びにその母・穆子を語りたかったのである。特にその美点を。 『栄花物語』では道綱を通し、道長並びに源倫子とその母穆子の美徳を讃美する点に主眼・主題があった。

『栄花物語』の作者にとっては穆子は「古体」ではあるがその心ばえは「恋し」いと道長を通して語らせるものがあっ

たのである。

- 註 **犬養廉校注『蜻蛉日記』(新潮日本古典集成、昭和五十七年)「解説」三〇一頁。**
- 註 守」。以『藤原朝臣宣雅』任『左衞門佐』。奏『除目』了。」と、兼家と道綱及び高階成忠の三人が左遷された記事がある。 また 忠參入。次權中納言藤原濟時參入。著--桂芳坊。權中納言朝光召-外記。令-,固-|諸陣-, 。於-,桂芳坊-,有-,除目-,。右近大將藤原兼 家任,治部卿」。權中納言藤原濟時任,右近大將」。以「大學頭高階眞人成忠」任「能登權守」。以「左衞門佐藤原道綱」任,土佐權 『日本紀略』(増補|國史大系)|同日の条に「今日早旦。太政大臣自「桂芳坊」参「御在所」。巳刻。還「著同坊」。午時、左大臣頼
- 註 四 獻劍璽於東宮」と記す点に明らかである。『扶桑略記』になればより詳細になる。 道綱が花山院の出家に深く係っていたことは、『百練抄』 (瀬町國史大系) に「僧嚴久・藏人左少辨道兼扈從、 『公卿補任』貞元三年「藤兼家」条、同書寛和三年「藤道綱」条。 以左少將道綱
- Ŧi. 山中裕『藤原道長』(教育社、歴史新書、昭和六十三年)、四十九~五十頁。

註

註

也)。」と、父の次に遷任されたとあり、巻添えを食ったのであろう。

(墻輔國史大系)寛和三年「藤道綱」条には、「十月十一日土佐權守(堀川大相國被停。 父卿大將之次所遷任

- にすべき人、世の許す所は右衛門督(実資)に有り」という。実資は思いがけないことだと思い、全てを天皇に任せている 此度事所不思懸也、只任天道了」 (本式は岩波書店、大日) 右兵衛督源憲定がやって来て、主上の語ったことを伝える。 「大納言 『小右記』長徳二年六月二十九日条に「右兵衞督談云、昨日候御前、仰云、可大納言之人、世之所許在右衞門督云々(中略)
- 註 七 寛仁二年(1014)十月七日に、尚侍威子が後一条天皇の中宮になると共に、研子は皇大后に転ずる。その日道綱は中宮大夫 から、皇大后宮大夫に移り、引き続き研子の世話掛を任命されている。

註 評し、「僅かに名字を書くのみ、一二を知らざる者なり」と罵倒している。 出して大納言に任ずる理由がわからないと記す。次いで道綱を大納言に推したのが左大臣道長だと記す。 最後にその道綱を 未知其理、僅書名字、不知一二者也」と、まず道綱が実資より中納言に任官したのが遅いのに、先任の実資より道綱を抽き 綱、左僕射 一日令奏康保四年伊尹越師氏任權大納言之例、是村上先朝之例也者、極所驚駭、(中略)今以後,例被抽道綱、(轃原道長) 任中納言、而以道綱被抽任之故未得其心、若以外舅并大將所被抽欤(中略)只依次第、有可被任懷忠一人之氣色、而被加道 に「以中納言藤原道綱爲大納言、以中納言藤原懷忠爲權大納言、參議藤時光爲中納言、道綱去年任中納言、下官去長徳元年 が、中納言が一年先任の懐忠を超任する理由が納得できなく、一条天皇が思慮浅いと嘆いている。また同じく七月五日の条 『小右記』長徳三年六月二十五日の条に「右大將爲任日下臈、<mark>下</mark>簰、而可被越任之由未得其理、深不知食欤」と、右大将道綱

九 左大臣顕光の辞任の風聞がたっただけで、実際顕光は寛仁五年(10三)五月に薨ずるまで左大臣の地位を辞退することは無 ている。註八にも記した如く、超任されたり越階されることは、当時の公卿にとっては、大変な苦痛であったと思われ 大納言の上と宣旨が下り、筆頭大納言であった道綱の上にくることとなった。そこで実資は「定めて愁恨有らんか」 と記し 決定したと記した後、同二十六日の条に「帥座次宣旨事、治部卿・權中納言等示送、春宮大夫定有愁恨欣、」と、伊周の座が決定したと記した後、同二十六日の条に「帥座次宣旨事、治部卿・權中納言等示送、遵卿 寛弘二年二月二十五日に、長徳の変で失脚した藤原伊周の座次が「外帥伊周可列大臣下大納言上之宣旨下之者」(『小右)と

註

註 『権記』長保二年七月二日条、『栄花物語』巻第七「とりべ野」、『尊卑文脈』「兼經」条。

註十三 松村博司氏『栄花物語全注釈』ニーニ五六頁。[語釈]「大将殿の御事」。 『承香殿の女御』(中央公論社、昭和三十八年)第五章「飛香舎と承香殿」に詳しい。

註十四 同前書、一三一頁。 『清和源氏』(教育社、一九八七年)2「源頼光」一一○頁、一一五頁。